

□■受験対策ミニ講座1号2020□■(養成所ニュースプラス第7号)

9月も2週目となりました。コロナ対策に加えて台風への警戒も続く中、皆様、いかがお過ごしでしょうか。先月のオンデマンド授業は、赤坂にある小さなスタジオで撮影されました。近くの稲荷神社には油揚げを供えて疫病退散を祈るたくさんの老若男女の姿が・・・

そんな東京都港区からお送りした授業、対面ではなかったことは残念ですが、「何度も繰り返し視聴した」「テキストでわかりにくいところを確認できた」等々たくさんの積極的な感想、「養成所も頑張っているね!」という励ましの言葉もいただきました。これからも「これまでに誰も経験したことのない事態」が続くことが予想されますが、皆様のご協力のもと、共に乗り切っていきたいと思えます。

秋からの「受験対策ミニ講座」は過去問に取り組みつつ、「福祉とは何か」を皆さんと共に考えながら進めていきます。試験に向けての心の準備や諸注意など、養成所は試験当日まで皆さんに伴走します。共にしっかり歩いていきましょう。

■Plus Quiz・・・・・・

まずは「社会福祉士」についての問題。科目は「相談援助の基盤と専門職」です。※(29回91-1)は「29回問題91選択肢1」の意。

【問題1】社会福祉士及び介護福祉士法に規定されている内容に関して正しいものを選び。

1. 社会福祉士の名称使用は、登録後でなければならない。(29回91-1)
2. 社会福祉士でなければ、社会福祉士の名称を用いて業務を行ってはならない。(30回91-1)
3. 社会福祉士は、福祉サービス関係者等との連携を保たなければならない。(30回91-5 改変)
4. 社会福祉士は、相談援助に関する知識と技能の向上に努めなければならない。(31回91-1 改変)
5. 「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」はこの法律に規定されている。

答えと解説は最後に記載してあります。

■Plus Column・・・・・・

【社会福祉士とは?】

まずは、社会福祉六法を開いて「社会福祉士及び介護福祉士法」に目を通しましょう。今回は○の選択肢を中心に紹介しましたが、過去問集で×の選択肢も確認して、どこをどう直せば○になるか、ノートに書き出して、自分の言葉で説明できるようになっておいてください。

選択肢5だけが×です。「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」は、社会福祉士及び介護福祉士法の一部ではなく、日本社会福祉士会が自らの総会で採択したものです。介護福祉士には「介護福祉士の倫理綱領」があるように、高い倫理観をもつことが求められる医師、弁護士、看護師などの専門職は専門職団体を結成し、それぞれ独自の「倫理綱領」を公表しています。自らを律し、社会に対して自分たちの立場を表明することは専門職としての誇りであり、これに違反することは自らの専門職としての誇りを捨てることでもあります。高い倫理観をもった社会福祉士をめざしましょう。

日本社会福祉士会の倫理綱領は、国際ソーシャルワーカー連盟 IFSW の「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」(2014年)を受けて、今年6月に改訂されました。『受講の手引き』には改訂以前のものが掲載されているため、7月に改訂版をお送りしています。どこがどう変わったのか、確かめて実力をつけてください。次回は、倫理綱領改訂の背景となったグローバル定義について考えます。

■Back Number・・・・・・

過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

【Plus Quiz・・・・・・答えと解説】

社会福祉士及び介護福祉士法の規定についての問題は、ここ数年【問題91】に登場しています。社会福祉士を目指す皆さんにとって基本中の基本ですね。

1. ○ 法28条(登録)
2. ○ 法48条(名称の使用制限)
3. ○ 法47条(連携)
4. ○ 法47条の2(資質向上の責務)
5. × 「社会福祉士の倫理綱領・行動規範」は専門職団体である日本社会福祉士会が、自らの専門職としての立場と価値観を内外に表明しているものです。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町2-7-19 KDX 浜松町ビル6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus